

「平成30年度における幼児教育の段階的無償化の推進」 に伴う市利用者負担の改正（就園奨励費補助を含む）について

- ◆ 平成30年度内閣府及び文部科学省予算案において、幼児教育の段階的無償化の推進について以下の変更が行われることとなっている。

【内閣府関係：特定教育・保育施設等の利用者負担の軽減】

国施策による変更	門真市における影響
30年度改正	
1号認定の年収約360万円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く）の保育料を軽減 第1子 14,100円 ⇒ 10,100円 第2子 7,050円 ⇒ 5,050円	1号認定の年収約360万円未満の世帯（ひとり親世帯等を除く第4～第6階層）の利用者負担額を引き下げる。 引き下げの額は国基準の減免率（対前年度▲28.37%）に準じて設定
該当部分の29年度改正（参考）	
1号認定の年収約360万円未満の世帯の1号認定の保育料を軽減 第1子 16,100円 ⇒ 14,100円 第2子 8,050円 ⇒ 7,050円	1号認定の年収約360万円未満の世帯（第4～第6階層）の利用者負担額を引き下げる。 引き下げの額は国基準の減免率（対前年度▲12.42%）に準じて設定

【文部科学省関係：幼稚園就園奨励費補助の国庫補助限度額の拡充】

国施策による変更	門真市における影響
30年度改正	
年収約360万円未満の世帯の補助限度額を拡充 第1子 年額139,200円 ⇒ 年額187,200円 （保護者負担月額 14,100円 ⇒ 10,100円） 第2子 年額223,000円 ⇒ 年額247,000円 （保護者負担月額 7,050円 ⇒ 5,050円）	平成30年度私立幼稚園就園奨励費補助額の引き上げ 引き上げの額は国基準のとおり
該当部分の29年度改正（参考）	
年収約360万円未満の世帯の補助限度額を拡充 第1子 年額115,200円 ⇒ 年額139,200円 （保護者負担月額 16,100円 ⇒ 14,100円） 第2子 年額211,000円 ⇒ 年額223,000円 （保護者負担月額 8,050円 ⇒ 7,050円）	平成29年度私立幼稚園就園奨励費補助額の引き上げ 引き上げの額は国基準のとおり

幼稚園、認定こども園 利用者負担額表（平成30年4月1日以降）

【満3歳以上児】

【1号認定】

国基準			
階層区分		利用者負担額	
		平成29年度	平成30年度
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市民税非課税世帯 (均等割課税のみの世帯を含む)	3,000円 (0円) ※第2子以降は0円	3,000円 (0円) ※第2子以降は0円
第3	所得割課税額 77,100円以下	14,100円 (3,000円)	10,100円 (3,000円)
第4	211,200円以下	20,500円	20,500円
第5	211,201円以上	25,700円	25,700円

門真市基準			
階層区分		利用者負担額	
		平成29年度	平成30年度
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	0円	0円
第3	均等割課税のみ	900円 ※第2子：0円 (0円)	900円 ※第2子：0円 (0円)
第4	所得割課税額 20,000円未満	5,900円 (1,200円)	4,200円 (1,200円)
第5	33,900円未満	8,100円 (1,700円)	5,800円 (1,700円)
第6	101,500円未満 【77,101円未満】	11,500円 (2,400円)	8,200円 (2,400円)
	【77,100円以上】	11,500円	11,500円
第7	233,500円未満	17,900円	17,900円
第8	233,500円以上	22,400円	22,400円

今回の改正による
変更部分

※太字部分が改正箇所
 ※（ ）書きは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯の額
 ※4歳児及び5歳児については、上記の表にかかわらず無償

私立幼稚園就園奨励費 補助金限度額（年額）表（平成30年4月1日以降）

平成30年度国庫補助限度額に準じて作成

階層区分		補助単価			
		第1子	第2子	第3子以降	
第I	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円	
第II	市民税非課税世帯 (均等割課税のみの世帯を含む)	272,000円 (308,000円)	308,000円 (308,000円)	308,000円	
第III	所得割課税額 77,100円以下	平成29年度	139,200円 (272,000円)	223,000円 (308,000円)	308,000円
		平成30年度	187,200円 (272,000円)	247,000円 (308,000円)	
第IV	211,200円以下	62,200円	185,000円	308,000円	
第V	211,201円以上	0円	154,000円	308,000円	

色付き部分が
今回の改正に
よる変更部分

※太字部分が改正箇所
※（ ）書きは、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯の額